肢 体 不 自 由						聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、 言語機能又	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
上 肢	下肢	体幹		前の非進行性の る運動機能障害 移動機能	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	平衡機能障害	はそしゃく機能の障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は 直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	肝臓機能障害
1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したもの														
2 両上肢を手関節以上で欠くもの	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っている ができないもの	不随意運動・失調等 より上肢を使用する 日常生活動作がほと んど不可能なもの	个随思運動・大調寺に 上り歩行が不可能か	視力の良い方の眼の視力(万国式試括 力表によって測ったものをいい、屈折 異常のある者については、矯正視力に ついて測ったものをいう。以下同じ。) が0.01以下のもの				より自己の身辺の日	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常 生活活動が極度に制限 されるもの	により自己の身辺の日	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の 身辺の日常生活活動 が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害に より自己の身辺の日	ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の 障害により日常生活 がほとんど不可能な もの	肝臓の機能の障害 より日常生活活動 ほとんど不可能な の
1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又に 立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上が ことが困難なもの	不随意運動・失調等 より上肢を使用する 日常生活動作が極度	个随恵連動・大調寺に 10年においる中に生	1 視力の良い方の眼の視力が0.02 以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 5 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のも、4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下かものもの	)								ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の 障害により日常生活 が極度に制限される もの	肝臓の機能の障害 より日常生活活動 極度に制限される の
1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を 全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難の	不随意運動·失調等	こ 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04 以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	ル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能: 又はそしゃく機能の喪 失	より家庭内での日常	じん臓の機能の障害に より家庭内での日常生 活活動が著しく制限さ れるもの	により家庭内での日常	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が 著しく制限されるもの	より家庭内での日常 生活活動が著しく制	ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の 障害により日常生活 が著しく制限される もの(社会での日常生 活活動が著しく制限 されるものを除く。)	より日常生活活動が 著しく制限される。 の(社会での日常生
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等よる上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	・	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	ベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良		音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の著 しい障害	より社会での日常生	より社会での日常生活	により社会での日常生	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	より社会での日常生	ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の 障害により社会での 日常生活活動が著し く制限されるもの	肝臓の機能の障害 より社会での日常 活活動が著しく制 されるもの
指の機能の著しい障害									<u> </u>						
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等 よる上肢の機能障害 により社会での日常 生活活動に支障のあ るもの	イ関島連動・大調寺に より社会での日常生			平衡機能の著しい障害		注意 身体障害者手帳は、1~6級に該当した場合、交付されます。7級は、交付されません。 ※あくまでも目安ですので、実際に交付になるかどうかは医師とご相談ください。  備考						
1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能 を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害			こ 不随意運動・失調等により移動機能の劣る もの	担力の良い方の眼の視力が0.3以上 0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシ ベル以上のもの(40センチ メートル以上の距離で発声さ れた会話語を理解し得ないも の) 2 一側耳の聴力レベルが90 デシベル以上、他側耳の聴力レ ベルが50デシベル以上のもの			1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、 二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案 して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一						
1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			夫 下肢に不随意運動・労 調等を有するもの	Ę				指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗 運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては 坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						